

奈良県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

奈良県知事 山下真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山広陵線
- 三 道路の区域

路線番号	区間		区域変更の前後別	敷地の幅員 メートル
1 0 8	前	後		
磯城郡三宅町大字 小柳七九番四地先 から 北葛城郡広陵町大 字大場まで（曾我 川左岸堤）	九・〇	三八・三	三三・五	メートル
四〇〇・〇	四	二二・三	〇	メートル
				備考

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分

五 供用開始年月日

令和八年一月三十日